

平成30年小値賀町議会定例3月会議 (第7日目)

1、出席議員 8名

1	番	今	田	光	弘
2	番	松	屋	治	郎
3	番	末	永	一	朗
4	番	土	川	重	佳
5	番	浦		英	明
6	番	横	山	弘	藏
7	番	宮	崎	良	保
8	番	立	石	隆	教

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	西	浩	三
副	町	谷	良	一
教	育	吉	勝	信
会	計	蛭	元	市
管	理	前	子	也
者	長	西	田	之
総	務	植	村	彦
課	長	木	村	子
住	民	中	下	幸
福	祉		村	
事	務		村	
所	長		慶	
産	業		〃	
振	興			
課	長			
農	業			
委	員			
会	事			
務	局			
長				
建	設	橋	本	満
課	長	近	藤	進
診	療	尾	崎	三
所	事			
務	長			
教	育			
次	長			

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	尾	野	英	昭
議	会	事	務	局	書	記	森	知	佳

5、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

平成30年小値賀町議会定例3月会議

平成30年3月13日（火曜日） 午前10時00分

- 第 1 会議録署名議員指名（ 土川重佳議員 ・ 浦 英明議員 ）
- 第 2 議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 3 議案第3号 小値賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例案
- 第 4 議案第4号 小値賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 5 議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 6 議案第6号 小値賀町漁民研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 7 議案第7号 小値賀町あわび館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第8号 小値賀町人工透析患者通院費補助金支給条例の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第9号 小値賀町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案

- | | | |
|-----|--------|------------------------------|
| 第10 | 議案第10号 | 小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案 |
| 第11 | 議案第11号 | 小値賀町安心出産支援補助金支給条例の一部を改正する条例案 |
| 第12 | 議案第12号 | 小値賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 第13 | 議案第13号 | 小値賀町税条例の一部を改正する条例案 |
| 第14 | 議案第14号 | 小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案 |
| 第15 | 議案第16号 | 小値賀町漁民研修センターの指定管理者の指定について |

午前 10 時 00 分

議長（立石隆教） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって 4 番・土川重佳議員、5 番・浦 英明議員を指名します。

日程第 2、議案第 2 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 皆さん、おはようございます。

それでは早速、議案第 2 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）の提案理由をご説明いたします。

我が国においては、少子化が進行し人口減少時代を迎える中で、育児をしながら働く男女労働者が、育児休業などを取得しやすい就業環境の整備を進めております。今回、地方公務員の育児休業等に関する法律及び雇用保険法等の一部が改正されましたので、小値賀町の職員の育児休業等に関する条例について法律に準じた所要の改正を行うものでございます。

附則で施工期日を公布の日からとしております。

以上で提案理由の説明を終わりますが、改正内容については担当から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（前田達也） それでは、担当のほうより内容の説明をさせていただきます。

今回の改正は、上位法であります地方公務員の育児休業等に関する法律及び雇用保険法等の一部改正がされたことに伴い、改正するものでございます。

児童福祉法におきまして、養子縁組里親が法定化されたことによる所要の改正と、雇用保険法の改正により非常勤職員の育児休業を最長 1 歳 6 カ月であるものを、保育所に入れない場合等に限りまして、さらに 6 カ月間の再延長を可能にすることで、最長 2 歳までの育児休業を取得可能とするものでございます。参考に新旧対照表を付けておりますが、第 2 条及び第 2 条の 3、第 2 条の 4 は、非常勤職員が育児休業を取得する際に特別な事情等がある場合には、例外措置として現行であります 1 歳 6 カ月から 2 歳までの延長が可能になったというこ

とから、関連して改正を行うものでございます。

第2条の2は、児童福祉法の改正によりまして引用部分の調整、並びに養子縁組里親が法定化されたことによる改正でございます。

第2条の5は、第2条の4に例外的措置を追加したために条項を繰り下げるものでございます。

第3条及び第4条、第10条は、育児休業の延長をするための特別の事情を定義するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号、小値賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第3号、小値賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）の提案理由をご説明いたします。

近年、社会の情報化が急速に進展して、官民を問わず個人情報の利用とその電子計算機による処理が増大していることに鑑み、行政機関における個人情報の取り扱いには、適正かつ効果的な利活用を積極的に推進していく必要があります。

ます。本案は、本条例の上位法であります行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、その主な内容は法律の改正によりまして新たに要配慮個人情報が増加されるなど個人情報の定義が明確にされたことに伴い、本改正をお願いするものでございます。

附則で施工期日を公布の日からとしております。

以上で提案理由の説明を終わりますけども、改正内容については担当から説明をさせますので、よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（前田達也） それでは、担当より内容説明をさせていただきます。

今回の改正は、上位法であります行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正により、個人情報の定義が明確にされ、また要配慮個人情報の定義が新設されたことを踏まえ、本条例の所要の改正を行うものであります。改正の内容につきましては2つのポイントがありまして、1つのポイントは個人情報の定義の明確化でございます。これまで扱いが曖昧でありました指紋データ、顔認証データ、旅券番号等につきましては、個人識別符号として照合できる・できないに関わらず、それ単独で個人情報であるという定義がなされたものでございます。

2つ目のポイントは、要配慮個人情報の取り扱いです。これまでも、思想、信条、宗教といったいわゆるセンシティブ情報、取扱注意な情報につきましては、これらの特に配慮を要する個人情報としては、要配慮個人情報として明確に定義をなされたものでございます。この2つ目のポイントについて、本町の条例でも法律と同様の定義とする改正を行うもので、国の施策と調和を図りつつ、個人情報の開示と保護の適正な取り扱いを図ろうとするものでございます。

参考に新旧対照表を添付しておりますが、第2条では従来の個人情報の定義を、法律により新たに定義された個人識別符号とそれ以外のものと、2本立てとする改正をしております。

さらに改正後の第6号においては、新たに要配慮個人情報を定義いたしております。

第4条及び第5条は、要配慮個人情報の取り扱いについての定めでございます。

第7条は、オンライン結合についての制限について定めているものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 3 号、小値賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例(案)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 号、小値賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 4 号、小値賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(案)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第 4 号、小値賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(案)の提案理由をご説明いたします。

本案は特定の個人を識別するための番号、いわゆるマイナンバー制度により制定されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

参考に新旧対照表を添付しておりますが、改正法により番号法に新たに第 19 条 8 号が追加され、以降 1 号ずつ繰り下げられたことに伴い、条例の第 1 条と第 5 条の第 1 項の中の引用条文を改めるものであります。

附則で施工期日を公布の日からとしております。

以上で提案理由の説明を終わりますが、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 4 号、小値賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 号、小値賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 5 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第 5 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の提案理由をご説明いたします。

皆様ご承知のとおり、行政職の給料表は 1 級から 6 級まで職務の内容により細かく分類されておりまして、いわゆる職階制をとっておりますけれども、近年、退職者の増加により異動回数も早くなり、規模も大きくなってまいりました。そのような状況の中で現在の職務等級表では対応が難しくなりましたので、別表の改正をお願いする次第でございます。改正の内容としましては、職員の職務を給料表の各等級に分類する際の具体的な基準となる別表第 4、級別標準職務表の行政職給料表において 4 級職の職務内容を広げることにするものでございます。

参考に新旧対照表を添付しておりますが、これまでの4級職を、「班長、診療所事務長の職務」としていたものを、「班長、こども園長、議会事務局長、農業委員会事務局長、教育次長、診療所事務長、空港管理事務所長、理事、会計管理者、福祉事務所長の職務」とするものでございます。

附則で施工期日を平成30年4月1日からとしております。

以上で提案理由の説明を終わりますが、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第5号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号、小値賀町漁民研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第6号、小値賀町漁民研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）について提案理由をご説明いたします。

今回の改正は、小値賀町漁民研修センターの設置位置の表示について改めるものでございます。笛吹郷2790番地が現在のセンターの正しい位置ですが、第2条において「笛吹郷2789番地の4」と誤って表示されていることから、本案をご提案するものでございます。

なお附則として、この条例を公布の日から施行することとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

今田議員

1番（今田光弘） 通常、公共の施設の場合、1番もとになるのが地番だと思います。その地番にある建物ということでスタートするはずですが、そのもとになる番地が違うということは、どうなんだろうとすごい疑問に思いまして、本来であれば一旦この条例をなくして、新たに条例をつくるのが筋ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

今田議員の言う「本来条例を廃止して新設すべきではないか」というところまで思いは至っておりません。今回、後から出てまいりますけれども、議案第16号の漁民研修センターの指定管理の事務手続きを行う中で、条例に表示されている地番と実際の地番が違っているということに気づきましたので、今回改正という格好で提案をさせていただいております。

議長（立石隆教） よろしいですか。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 10 時 18 分 —

— 再 開 午 前 10 時 20 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第6号、小値賀町漁民研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号、小値賀町漁民研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 7 号、小値賀町あわび館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第 7 号、小値賀町あわび館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)について提案理由のご説明をいたします。

今回の改正は、平成 29 年度離島活性化交付金を活用して、あわび館の内部に水産加工室を整備したことに伴いまして、その利用に関する規定を追加するものでございます。

第 9 条を第 10 条とし、第 6 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り下げまして、第 5 条の次に第 6 条第 1 項としまして利用できるものの範囲を、第 2 項は利用に際し事前に許可が必要なことを、第 3 項は利用料金の収受について、第 4 項は利用料金の決定方法をそれぞれ規定しております。

なお附則として、この条例を公布の日から施行することと定めております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 7 号、小値賀町あわび館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、小値賀町あわび館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号、小値賀町人工透析患者通院費補助金支給条例の一部を改正する条例(案)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第8号、小値賀町人工透析患者通院費補助金支給条例の一部を改正する条例(案)について提案理由をご説明いたします。

人工透析患者の通院に要する費用の助成につきましては、平成24年4月より交通費については実費の全額を、宿泊費については費用の3分の2の補助率で補助金を支給開始しておりますが、平成28年4月からは、宿泊費の補助率を4分の3に引き上げて実施しております。現在は1名の方が該当しておられます。今回、佐世保市内ホテルの宿泊費の値上がりや、現行では交通費については航路運賃のみに限定しているために、フェリーターミナルや病院までの移動に係る経費も対象とすることで、より一層の透析患者の経済的負担を軽減すること、軽減を図ることを目的としております。

内容では第3条第1項では限度額を6,000円に引き上げまして、同条第2号を船賃に限定しないため交通費に改め、ただし書きを削除するものでございます。また第3号の追加は、天候の急変等、予定外の事態に対応しようとするものでございます。

附則で、この条例は平成30年4月1日から施行することとしております。

慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

宮 崎 議 員

7番(宮崎良保) ただし書きを削除したということで、経済的負担が軽減するということは非常にいいことだとは思いますが、ただ単に交通費とするということは、支給はどのようにするのでしょうか。実費で払うのか、ある程度の規定があるのか伺います。

議長(立石隆教) 福祉事務所長

福祉事務所長(植村敏彦) お答えいたします。

交通費につきましては実費ということにしておりますので、今回範囲が広がった分についても実費で対応したいというふうに思っております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。
ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 8 号、小値賀町人工透析患者通院費補助金支給条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号、小値賀町人工透析患者通院費補助金支給条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 9 号、小値賀町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 9 号、小値賀町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（案）の提案理由をご説明いたします。

本案は、小値賀町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を制定するに当たりまして、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この条例の制定については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が、平成 26 年 6 月に成立したことに伴いまして、平成 27 年に介護保険制度も改正されております。その改正の 1 つに、現在居宅介護支援事業者の指定については都道府県の権限になっておりますが、平成 30 年 4 月から市町村へ移譲されますので、運営基準等の条例を新たに制定する必要が出たものでございます。

また現在の状況でございますが、長崎県より小値賀町社会福祉協議会が平成 32 年 3 月 31 日まで指定を受けておりますが、今回の条例制定で新たな申請が発生するわけではございません。

附則で、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしております。

なお詳細については担当より説明をさせますので、慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） それでは内容をご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

第 1 章・総則、第 1 条は、条例の趣旨を定めるもので、この条例が介護保険法の規定に基づいて定められていることを明記しております。

第 2 条は、本条例による用語の定義を定めています。

第 3 条は、指定居宅介護支援事業者の指定の申請を法人と定めています。

第 2 章において、指定居宅介護支援に関することを規定しており、第 4 条で基本方針を定めています。具体的には、第 1 項で、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。

第 2 項で、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。

第 3 項で、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ってサービスが提供され、利用者に提供されるサービスは特定の種類や事業者に偏らないよう、公正中立で行うこと。

2 ページをご覧ください。

第 4 項で、支援事業者は市町村とさまざまな関係機関との連携に努めることとしております。

第 5 条は、従業者の資格を介護支援専門員としています。

第 6 条は、管理者は事業所ごとに置かなければならないとしています。

第 7 条は、支援事業者は正当な理由なく支援の提供の拒否をしてはならないことを定めています。

第 8 条は、基本取扱方針として、第 1 項で要介護状態の軽減及び悪化の防止のため、医療サービスとの連携を十分に配慮することとしています。第 2 項では、提供する支援についてその質を評価し、常に改善を図ることとしています。

第 9 条は、設備及び備品等について。

第 10 条は、秘密保持義務をそれぞれ規定しています。

第 11 条は、第 1 項で、事業者及び管理者。第 2 項で、介護支援専門員。第 3 項で、従事者に対する利益収受の禁止等を定めています。

3 ページをご覧ください。

第 12 条は、苦情処理について。

第 13 条は、事故発生時の対応について。

第 14 条は、暴力団の排除について、それぞれ定めています。

第 15 条は、この章に定めるもののほか、指定居宅介護支援事業の人員等に関する基準は規則で定めるとしてしています。

第 3 章では、基準該当居宅介護支援について規定しており、第 16 条で、基準該当居宅介護支援の事業の運用については、第 2 章の規定を適用することを定めています。

第 17 条は、この章に定めるもののほか、基準該当居宅介護支援の事業の人員等に関する基準は、規則で定めるとしてしています。

以上で説明を終わります。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 9 号、小値賀町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 号、小値賀町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 10 号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町 長

町長（西 浩三） 議案第 10 号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例（案）の提案理由についてご説明いたします。

今回の条例の一部改正は、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」これが公布されたことによりまして、介護保険法

第 202 条における被保険者等に関する調査、及び第 203 条における資料の提供等の改正が行われ、市町村の質問検査権についてその対象となる範囲が拡大されたことによるものと、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間、「第 7 期介護保険事業計画」における第 1 号「被保険者の保険料率」を定めたものによるもので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

なお「第 7 期介護保険事業計画」の標準介護保険料につきましては、介護保険事業計画策定委員会の答申をいただき、本案をご提案しております。

新旧対照表をご覧ください。まず第 3 条第 1 項ですが、平成 30 年度から 32 年度まで、各年度における保険料率を定めたもので、所得に応じて第 9 段階からなっております。今後 3 年間の被保険者数や介護サービス給付費等を推計しまして求めております。結果的には保険料基準額を第 6 期と同額の 5,070 円としており、変更はありません。

第 3 条第 2 項は、町民税非課税世帯のうち、特に所得の低い第 1 段階層の方々を対象に公費による軽減が実施されているところでございますが、これを 30 年度まで延長するものでございます。

第 16 条は、介護保険法制定時から第 2 号被保険者自体へのサービスも増加しているとともに、度重なる制度改正によりまして、配偶者や世帯主の所得を把握する必要性が高まっていることから、第 2 号被保険者の配偶者や世帯主の所得等を把握する必要性があるため、第 1 号を削りまして、被保険者及び被保険者の配偶者や世帯主全てを質問調査権の対象とするものでございます。

附則は第 1 条の施工期日で、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしております。同じく附則第 2 条は、保険料率の経過措置として改正後の小値賀町介護保険条例第 3 条の規定は 30 年度分の保険料から適用し、平成 29 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によることとしております。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 10 号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 11 号、小値賀町安心出産支援補助金支給条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 11 号、小値賀町安心出産支援補助金支給条例の一部を改正する条例（案）についてご説明をいたします。

これは議案第 8 号とほぼ同様の理由から本案をご提案するものでございますので、似通った提案理由になりますけども、今回の改正は佐世保市内の産婦人科医院近くの一般的なホテル等の素泊まり料金を調査したところ、現条例の限度額 5,000 円では不足が生じる場合があり、また産婦人科医院の予約時間の都合や体調等で高速船を利用する可能性があることが判明しましたので、改正をご提案するものでございます。

さらにこれも議案第 8 号と同様、やむを得ない事情の場合に備えまして、その他町長が必要と認めるものを追加しております。

第 3 条の改正は、限度額を 5,000 円から 6,000 円へ引き上げをし、交通費原則フェリー料金から船賃に改め、やむを得ない事情の場合に備えて第 4 号を追加するものでございます。

第 3 条の 2 の改正は、第 3 条において第 4 号を追加したことにより条文を追加するものでございます。

附則としまして、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 11 号、小値賀町安心出産支援補助金支給条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、小値賀町安心出産支援補助金支給条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 12 号、小値賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 12 号、小値賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）について提案理由のご説明をいたします。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）を踏まえまして、国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 29 年政令第 258 号）が平成 29 年 12 月 15 日に公布され、その事務の取り扱いについては、住所地特例の見直しに係る事務の取り扱いについて、平成 29 年 12 月 15 日保高発 1215 第 1 号において示され、これを踏まえ後期高齢者医療広域連合及び市町村における後期高齢者医療に関する条例を改正する必要性が生じたので、今回改正をお願いするものでございます。

第 3 条の改正は、第 2 号から第 4 号までは上位法の改正によります関係法の追加。第 5 号については、上位法の改正により条文を新たに追加するものでございます。

附則第 2 条については、平成 20 年度のみ適用された保険料の特例でありましたので、今回削除するものでございます。

附則として、施工期日を平成 30 年 4 月 1 日としております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜ります

ようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 12 号、小値賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、小値賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 13 号、小値賀町税条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長

町長（西 浩三） 議案第 13 号、小値賀町税条例の一部を改正する条例（案）について提案理由をご説明いたします。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年総務省令 27 号）が平成 29 年 3 月 27 日に、地方税法施工令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 9 号）が平成 30 年 1 月 26 日に公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとされております。これに伴いまして、小値賀町税条例を改正する必要が生じたので、今回改正をお願いするものでございます。

附則第 5 条第 1 項は、上位法の改正による文言の改正でございます。控除対象配偶者を同一生計配偶者に変えるものでございます。

附則第 10 条の 2、第 18 項の改正は、都市緑地法第 69 条第 1 項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人が、都市緑化法等の一部を改正する法律に

基づき課税される固定資産税の町で定める割合を、2分の1と定めるものでございます。

附則としまして、この条例は平成31年1月1日から施行する。ただし附則第10条の2、第18項を第19項とし、同条第17項の次に次の1項を加える改正規定、及び附則第3条の規定は公布の日から施行するというものでございます。

また改正後の小値賀町税条例の規定中、個人の町民税に関する部分は、平成31年度以降の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税につきましては、なお従前の例によるということでございます。同じく固定資産税に関する部分は、平成30年度以降の年度分の固定資産税について適用し、29年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるということでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第13号、小値賀町税条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、小値賀町税条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第14号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

議長（立石隆教）

本案について提案理由の説明を求めます。町長

町長（西 浩三） 議案第 14 号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について提案理由をご説明いたします。

平成 25 年 5 月に成立をしました、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険税法等の一部を改正する法律によりまして、国民健康保険につきましては都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定するとともに市町村は保険料を賦課徴収し、都道府県に納付金を納める仕組みへ見直すこととされました。これに伴いまして、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）が 29 年 3 月 27 日に成立しております。

また国民健康保険税の改正部分につきましては、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとされております。これに伴いまして、小値賀町国民健康保険税条例を改正する必要が生じたので、改正をお願いするものでございます。

第 2 条第 1 項の改正は、上位法の改正によりまして課税額の定義を（1）第 1 号基礎課税額、同じく（2）第 2 号後期高齢者支援金等課税額、（3）第 3 号介護納付金課税被保険者にそれぞれ明文化するものでございます。同条第 2 項から第 4 項の改正は、同条第 1 項の改正により、それぞれ第 1 号、第 2 号、第 3 号という文言の追加、及び上位法の改正による文言、項の削除でございます。

第 5 条の 2、第 1 号の改正は法律番号を削除するものでございます。

附則としまして、施工期日を平成 30 年 4 月 1 日、適用区分としましては、改正後の小値賀町国民健康保険税条例の規定は、平成 30 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 29 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするということでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松屋議員

2 番（松屋治郎）

この国民健康保険の都道府県化にしたやつと航空機燃料譲与税、これの関りはどんなもんですかね。この関係がわかりませんので。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（西村久之） お答えします。

これはですね、地方税法と一緒に航空機燃料譲与税のほうの一部改正が同じ法律の中で可決成立されておりますので、その関係で地方税法及び航空機燃料

譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）というのが可決成立されておりますので、その文言が入ってるということでございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 14 号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 16 号、小値賀町漁民研修センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長

町長（西 浩三） 議案第 16 号、小値賀町漁民研修センターの指定管理者の指定について提案理由のご説明をいたします。

小値賀町漁民研修センターは、本町水産業の振興と発展のため、昭和 56 年度に国庫補助事業を活用して設置され、漁協及び関係団体等の役員会、女性部の活動、水産関係施策等の説明会や意見交換会等に利用されております。

平成 24 年度からは、宇久小値賀漁業協同組合が指定管理者となって管理をしておりますが、平成 30 年 3 月 31 日をもって 5 年間の指定管理期間が満了いたします。つきましては、本施設の設置目的及び管理運営状況等を踏まえまして、宇久小値賀漁業協同組合を本施設の指定管理者に再び指定したいと思っておりますので、地方自治法第 244 条の 2、第 6 項の規定により本案をご提案するものでございます。

なお、同法同条第 5 項に規定する指定の期間は平成 30 年 4 月 1 日から 35 年

3月31日までの5年間としております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

今田議員

1番（今田光弘） 指定管理は今まで漁協が現在もやっておるんですが、研修センターの一部については、実際に管理をしているのかなというような状況が見受けられます。その辺は当然、町としてチェックしなければいけない部分だと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

私もですね、たびたび漁協の理事会とか関係団体の役員会等、それから先ほど町長からもありましたように国県の施策等の説明会とか出席をしておりますけども、主に会議等で使われるのが2階の会議室ですね。それから3階に和室がございます。2階にトイレもございまして、たびたび利用はいたしておるんですけども、そんなに管理状況が悪いというふうには認識していないんですけども、もちろんその中で気づいたことに関しては、議員が言われるように町の施設ですので、その都度必要なことは言っていきたいと思っております。

議長（立石隆教） よろしいですか。

ほかにありませんか。

松屋議員

2番（松屋治郎） 私も3階を見たことがあるんですね。

とにかくでたらめですね。よく見て指導してください。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

再度確認させていただいて、必要なことは伝えていきたいと思っております。

議長（立石隆教） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 16 号、小値賀町漁民研修センターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号、小値賀町漁民研修センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

なお明後日 3 月 15 日は、定刻の午前 10 時から始めます。

ご苦労様でした。

— 午 前 11 時 00 分 散 会 —